

特記仕様書

1. 工事概要

1. 工事場所 長野市川中島町今井原

2. 建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積 (m ²)	消防法令 別表第一	耐火構造	備考
市営住宅今井団地1号棟	RC造	8階	9,863	(5)		

3. 工事種目 (●印を付けたものを適用する)

建物別及び屋外 工事種目	工事種別			
	今井団地			屋外
○ 空気調和設備				
○ 換気設備				
○ 自動制御設備				
○ 衛生器具設備				
○ 給水設備				
○ 排水設備				
○ 給湯設備				
○ 消火設備				
○ 厨房設備				
○ ガス設備				
○ 排水処理設備				
● 撤去工事 一式				
● 昇降機設備 一式				
○				
○				
○				
○				

4. 指定部分 ●無 有 (○部分しゅん工 ○部分使用)

工期：令和 年 月 日

5. 工事内容

本工事は、今井団地1号棟3号機エレベーター1基の改修を行うものである。

工事にあたっては、団地の管理人と連絡を取り合うと共に、住人の生活に支障のないよう十分に打ち合わせを行い、トラブルの無いよう施工計画を立て、施工時に配慮し、安全管理には万全を期すること。

1 昇降機設備

図示のとおり、利用者の安全を確保するため、既存不適格箇所の解消と、現行の14耐震指針に基づいた耐震構造に対応することが出来る設備への改修を行うもの。

2 撤去工事

図示のとおり、既存機器の撤去を行うもの。

工事に伴う発生材については、請負者の責任において関係法令に基づき適正処分すること。

※ フレックス工期契約について

この工事は「フレックス工期契約制度」による工事とする。次の事項に留意すること。

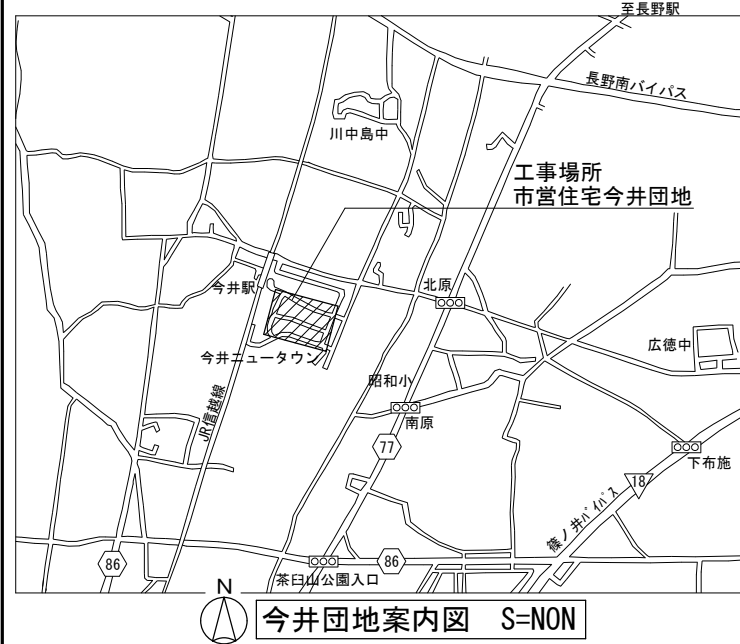
(1) 受注者は工程表に併せ、実工事期間設定通知書を提出すること。

(2) 実工事期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

(3) フレックス適用期間における現場の管理は、発注者の責任で行う。

(4) フレックス適用期間は、測量・資材等の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手することはできないものとする。

(5) フレックス適用期間は、主任技術者・監理技術者及び現場代理人の配置は要さないものとする。



II. 工事仕様

1. 共通仕様

(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて長野市建設工事共通仕様書による。

(2) (1)及び公共住宅事業者等連絡協議会編集の「公共住宅建設工事共通仕様書」、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」の建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編、及び「公共建築設備工事標準図」の電気設備工事編・機械設備工事編(いずれも最新版)で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・工法・検査方法を明示している場合において、それらが関係法令等(条例を含む)と異なる場合には、具体的な対応策について監督職員と協議すること。

2. 特記仕様

(1) 規則

本工事規則は特記あるものを除き、長野市契約規則及び工事請負契約書の記載事項による。

(2) 責任保障

工事しゅん工引渡し後特記あるものを除き、工事の施工に起因した事故が生じた時は、木造建物及び工作物1年間(受注者の故意または重大な過失による場合、5年間)、木造以外の建物及び工作物2年間(同、10年間)以内に、期日を定め補修工事をし、工事監督職員の検査を受けること。

(3) 一般注意事項

- 1) 本工事における必要な諸手続等は原則として受注者において行うこと。
- 2) 設計図面内の不一致及び明記なき箇所がある場合は、監督職員と協議の上その指示により施工のこと。
- 3) 諸材料については必要に応じ見本品または現品を提出し、監督職員の承諾を受け施工のこと。ただし、JIS規格合格品等で工事係員がそれを確認できた場合はこの限りではない。
- 4) 工事施工に際し必要な箇所は、各工事に先だし施工図を作成し、監督職員の承諾を受け施工のこと。
- 5) 工事施工上必要ある箇所は、工事監督職員の指示により適当なる材料をもって養生を施し急硬急凍破壊損の防止をすること。
- 6) 工事受注者は、工事着手前に実施工程表及び各職種の協力業者名簿を提出し監督職員の承諾を得ること。
- 7) 工事完了後検査不可能箇所の施工にあたっては、必要に応じ監督職員の立会いのもとに施工のこと。
- 8) 諸職工その他に対して監督職員の指示に従わない者、または技術未熟練者は退場を命ずることがある。
- 9) 工事完了後は速やかに工事現場内外の清掃、後片付け及び損傷箇所の復旧補修をし、監督職員の下検査合格後竣工検査を受けること。
- 10) 工程写真、竣工写真を撮影し、アルバム各1部を提出すること。写真撮影要領は国土交通省大臣官庁営繕部制定の「工事写真の撮り方」の建築設備編(最新版)による。
- 11) 本工事受注者は必要に応じ工事目的物の建物を火災保険に付すること。

(4) 経費

上記各事項に要する諸経費はすべて受注者において負担する。ただし、現寸及び製品検査の市係員の出張旅費は市負担とする。

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1) 長野市が発注する建設工事(以下「発注工事」という。))において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害(以下不当介入という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

2) 1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(6) 工事実績情報の作成、登録

1) 工事請負額が500万円以上の工事については、工事実績情報(工事カルテ)の登録をすること。

2) 登録する場合は、あらかじめ監督職員の確認を受け、次に示す期間内に(財)日本建設情報総合センター(JAIC)に登録の手続きを行うとともに、登録されたことを証明する資料を監督職員に提出する。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

①工事受注時 契約締結後10日以内

②登録内容の変更時 変更契約締結後10日以内

③工事完成時 工事完成後10日以内

(7) 環境に関する配慮について (NEMS)

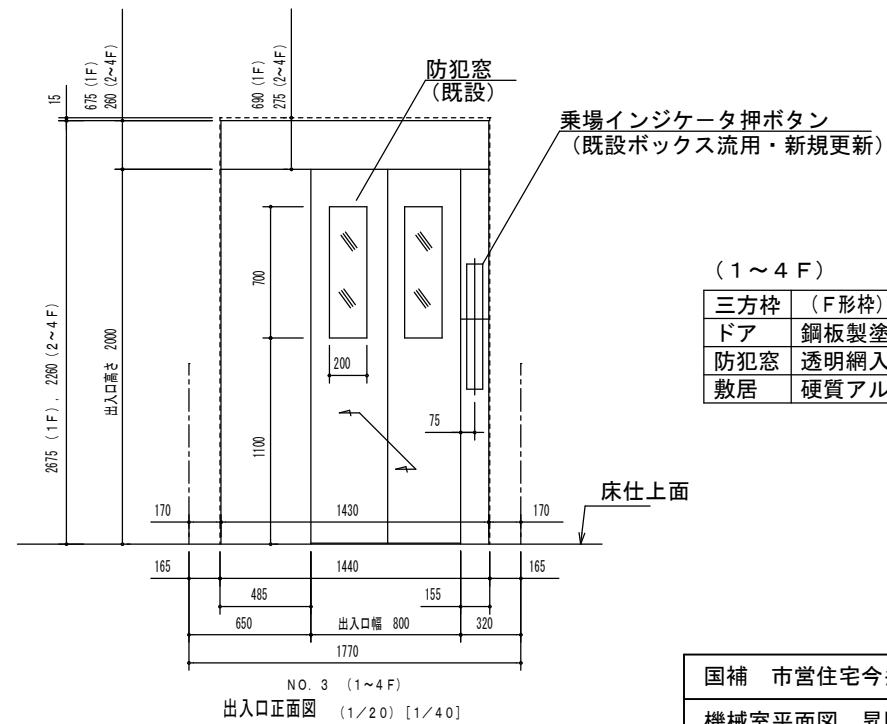
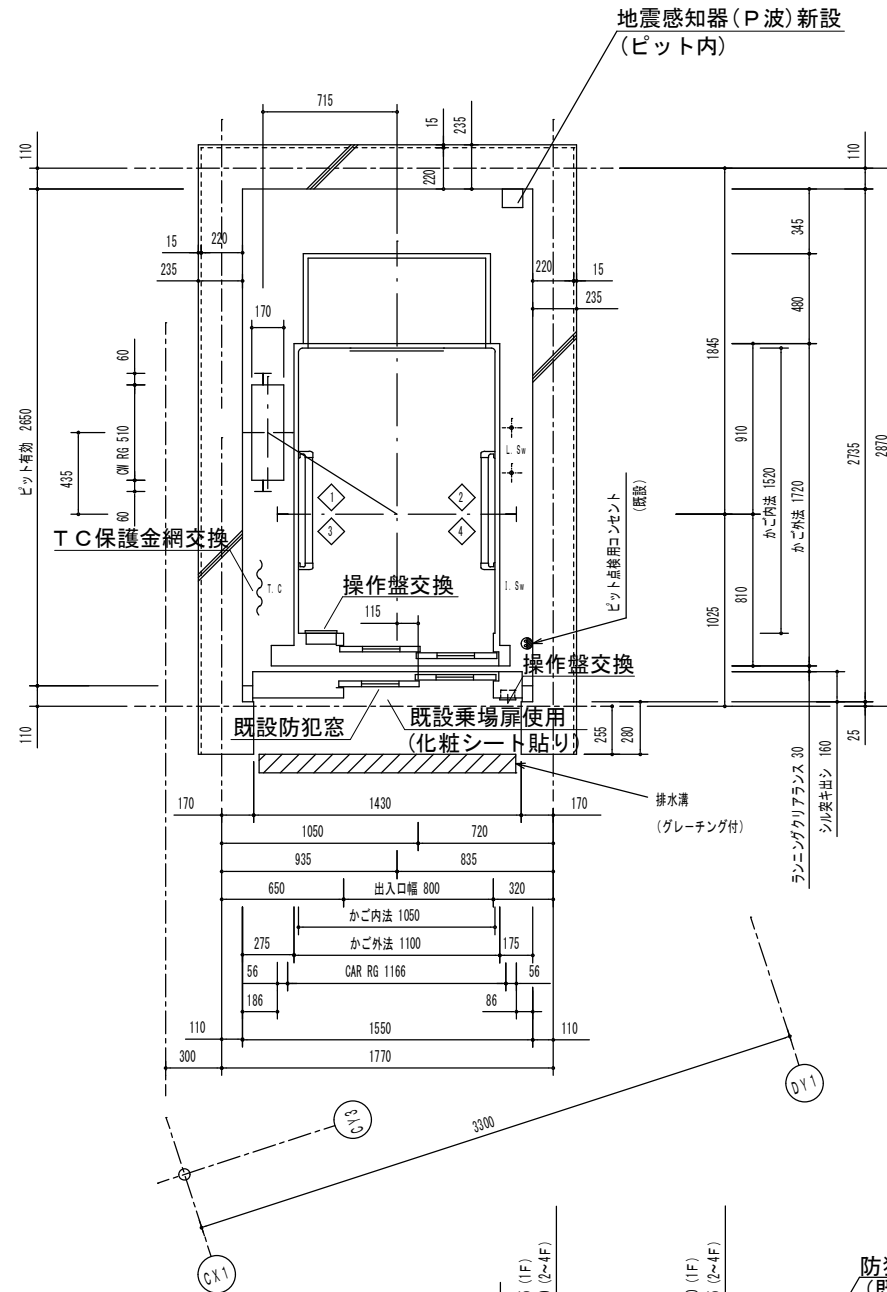
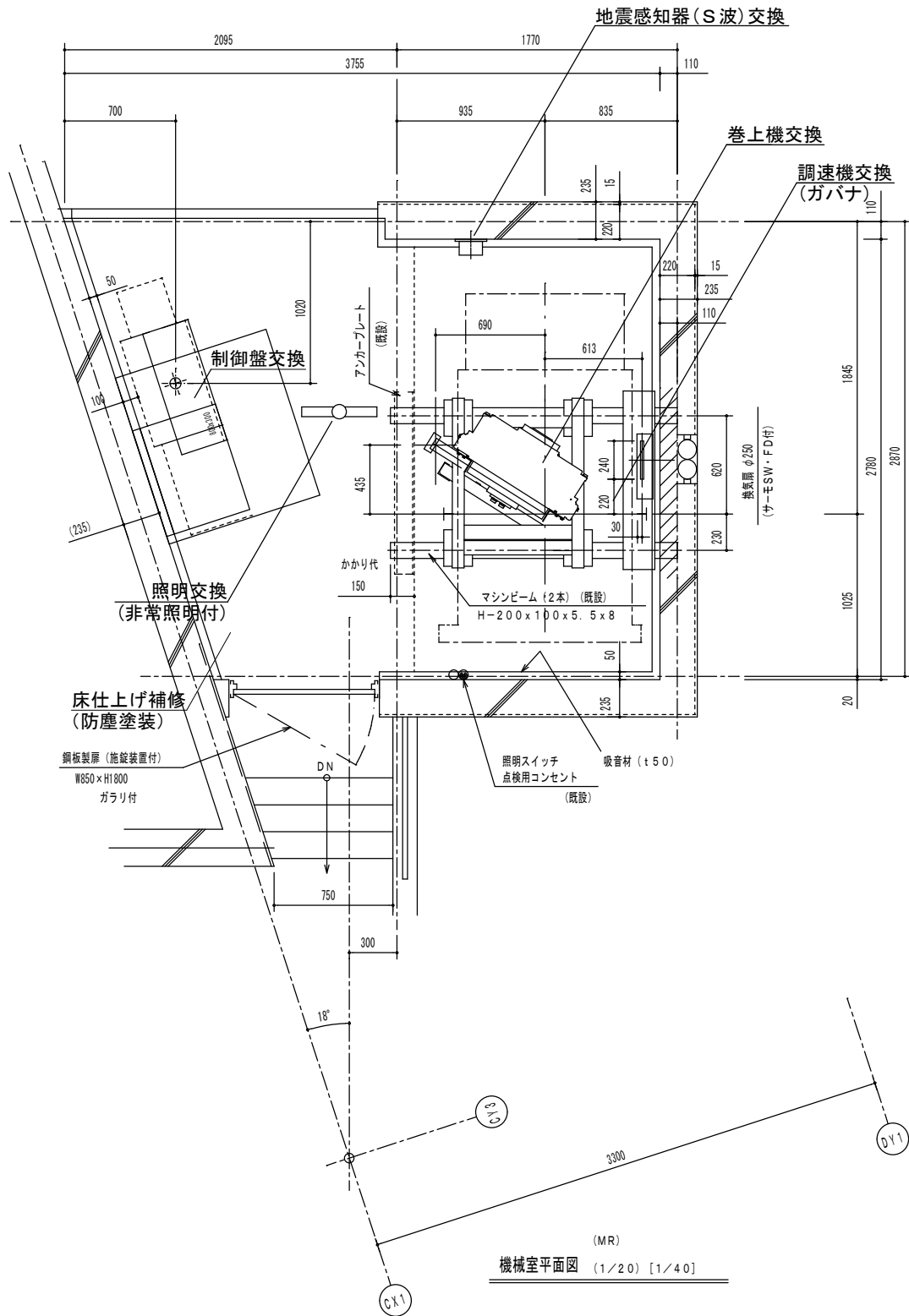
工事にあたっては、長野市環境方針(最新版)を十分に配慮し、設計書及び標準仕様書はもとより、環境に配慮した材料の仕様、廃棄物の発生抑制、アイドリングストップや省エネ重機の使用による省エネルギーの推進、低公害工事機材の使用、工事従業者への教育など、施工にあたって細心の注意を払うことにより、工事の環境への影響を極力小さくするよう配慮すること。

なお、具体的な計画を施工計画書に記載して実践するものとする。

- (8) 章、項目、特記事項共に●印の付いたものを適用し、○印のものは適用しない。
- (9) 長野市公契約等基本条例について
- 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所(作業所)等へポスターを掲示すること。
 - 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。
 - 長野市公契約等労働環境報告書1部及び施工体系図(共通仕様書に定められたもの)の写し1部を契約後速やかに監督職員へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

章	項目	特記事項
● 一般共通事項	● 電気保安技術者	工事現場において電気保安技術者は、工事担当技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。
	○ 技能士の適用	○ 配管施工(配管工事) ○ 建築板金施工(ダクト製作および取付け) ○ 熱絶縁施工(保温工事) ○ 冷凍空調調和機器施工(冷凍空調機器の据付け)
	● 監督員事務所	● 設けない ○ 設ける
	● 工事用電力・水・その他	この工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用は、すべて受注者の負担とする。
	○ 足場・さん橋類	○ 別契約の関係請負者が設置したものは無償で使用できる。 ○
	○ 建設発生土の処理	○ 埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。 ○ 敷きならしできない発生残土は搬出処理とする。想定残土運搬距離(km) なお、実運搬距離と差異が生じた場合は変更協議の対象とする。
	○ 埋め戻し土・盛土	○ 根切り土の中の良質土(ただし管の周囲は山砂、川砂又は再生砂) ○ 山砂の類
	● 資材の保管	● 資材の保管は、必ず屋根をかけた地上30cm以上の架台に乗せる。
	○ 火災保険等	○ 工事目的物及び工事材料に適用する。(工期+14日間)
	○ 他工事又は他工種との取合い	設備機器の位置、取合い等の検討のできる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。
○ 施工調査	(1) はつり工事は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行うこと。 (2) 既設壁等の貫通は、鉄筋探査を行い、躯体を痛めないよう配慮すること。	
● あと施工アンカー	あと施工アンカーを施工する作業者は、(社)日本建築あと施工アンカー協会の資格を有する者又は十分な技能及び経験者とした者で、監督職員が認めた者とする。施工後の確認試験は監督職員の指示による。	
○ 防火上主要な間仕切り壁等の貫通処置	防火上主要な間仕切り壁等を貫通する場合は、国土交通省認定工法にて防火区画貫通処理を行うこと。	
● 化学物質を放散させる機材等	本工事の建物内部に使用する機材等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤はフタル酸ジエーノール系及びフタル酸ジエーノール系含有しない難揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (5) 上記(1)、(3)及び(4)の機材を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のもの、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のもの、原則として規制対象外のものを使用する。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。	
	ホルムアルデヒド	該当する機材等
	規制対象外	①JIS及びJASのF☆☆☆☆品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS適合品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
	第三種	①JIS及びJASのF☆☆☆☆品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③JEJISのEo品 ④JEJASのFco品
● 施工図及びしゅん工図等の取扱い	施工図及びしゅん工図等の著作権に係る当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。	
● アスベスト含有建材の事前調査	改修範囲におけるアスベスト含有建材及び特定の工作物の事前調査を行い、調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより報告すること。	
● アスベスト含有建材の改修	特定化学物質等作業主任者技能講習(旧制度)又は石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選定し、施工要領書を作成の上適正に作業にあたること。	

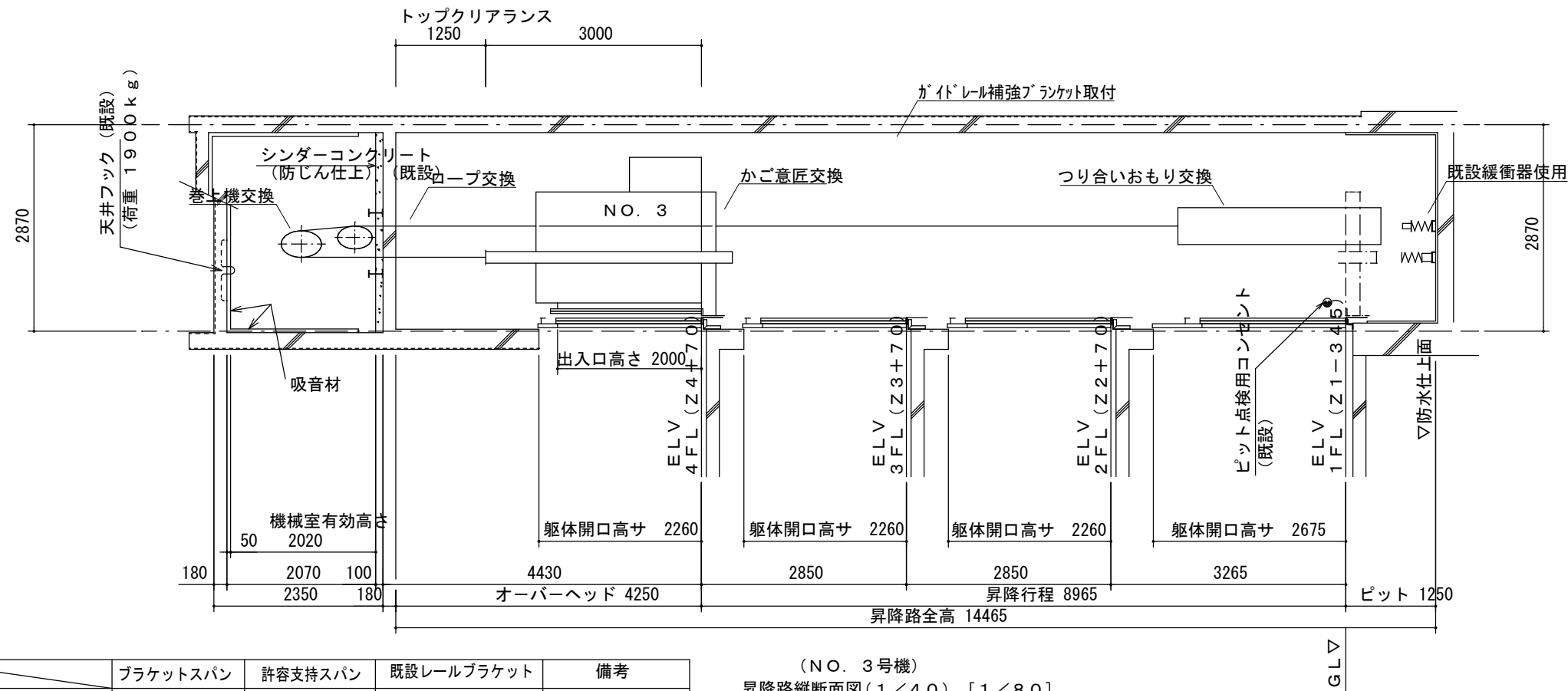
○ 耐震措置	設備機器の固定等は、すべて「国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の建築設備耐震設計・施工指針2014年版」により行う。ただし、設計用水平地震力KH及び設計用鉛直地震力KV(KH/2)を用いて計算する。 設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。																																											
	設計用標準水平地震力																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th rowspan="2">機器種別</th> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上層階 屋上及び塔屋</td> <td>機 器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中間階</td> <td>水 槽 類(※1)</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>機 器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地下・1階</td> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>水 槽 類(※1)</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	中間階	水 槽 類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6	地下・1階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
設置場所	機器種別			特定の施設		一般の施設																																						
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																							
上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0																																							
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																							
中間階	水 槽 類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0																																							
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6																																							
地下・1階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																							
	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6																																							
	【備 考】(※1)：水槽類には、オイルタンク等を含む。 特定の施設とは避難所に指定されている施設 重要機器は次のものを示す。 ・給水装置 ・排水装置 ・換気機器 ・空調機器 ・熱源機器 ・防災設備 ・監視制御設備 ・危険物貯蔵装置 ・火を使用する設備 ・避難経路上に設置する機器 上層階の定義は次による。 2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4層とする。																																											
● 提出書類	(1) 着工前(契約後10日以内) 施工計画書 2部																																											
	(2) 施工中 施工図、機器納入仕様書(見本品を含む) 2部																																											
	(3) しゅん工時 しゅん工届 1部 しゅん工写真 1部 工事写真 1部 工事記録簿 1部 施工計画書 1部 社内検査報告書 1部 各種届出書 1部 機器納入仕様書 1部 施工図 1部 しゅん工図 CADデータ共 1部 ○ しゅん工図製本 見開きA1 1部 見開きA3 3部 ○ 保全マニュアル 機器設定データ類とも(交換機等) 1部 取扱説明書 別ファイルとする 2部 工具・予備品 監督職員の指示による																																											
	※CADデータについては、JWCAD形式(JWC)又はCAD交換標準(SXF)Ver.2.0以降形式(P21又はSFC)で保存したデータを、電子媒体又は監督職員の指示による方法で提出する。 ※製本については、白焼きとし、背景紙に年度と工事名、表紙に年度、工事名、設計者名、工事管理者名、施工者名、工期しゅん工日を印刷する。 ※他工事が別途発注されている場合は、監督職員の指示により総合版とする。																																											
● 総合調整	●本工事(調整項目は下記のものとする。) ○風量調整 ○水量調整 ○室内外空気の温度の測定 ○騒音の測定 ●昇降機試運転調整 ○飲料水の水質測定(○水質検査11項目(一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物等(TOC)、pH、味、臭気、色度、濁度) ○トルエン) ※飲料水の水質測定は厚生労働大臣登録水質検査機関とする。 ○給水配管末端での残留塩素測定																																											
	(1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。																																											
● 容量等の表示	● 撤去内容 ● 発生材の処理																																											
	● 撤去内容 ○ 特別管理産業廃棄物は(○ ○ ○)とする。 ○ 再資源化を図るものは(○ ○ ○)とする。 ● 構外搬出適法処理をし、 manifests A票、E票の写しを提出する。 なお、少量(2t車1台程度)の場合は、自社保管場所にて保管後適正処分可とする。																																											
○ フロン回収	○ 業務用冷凍空調機器の廃棄については、関係法令に基づき行程管理制度によって登録業者にフロン回収運搬させ、許可業者に処理を行わせ、委託確認書及び引取証明書の写しを提出する。																																											
● 昇降機設備	● 定員・積載 ● 速度 ○ その他																																											
	9人 600kg 45m/min ○ エレベーター停止期間中の階段昇降支援業務(車いす、荷物運搬補助)及び立会い警備業務 基本業務8:00～17:00可搬型階段昇降機、資格者による操作(1組2名) その他、監督員と相談し臨機応変に対応のこと。																																											
国補 市営住宅今井団地1号棟3号機エレベーター改修工事設計図		図面番号																																										
特記仕様書、案内図		1/5																																										
● 長野市建設部住宅課																																												
		令和6年度																																										



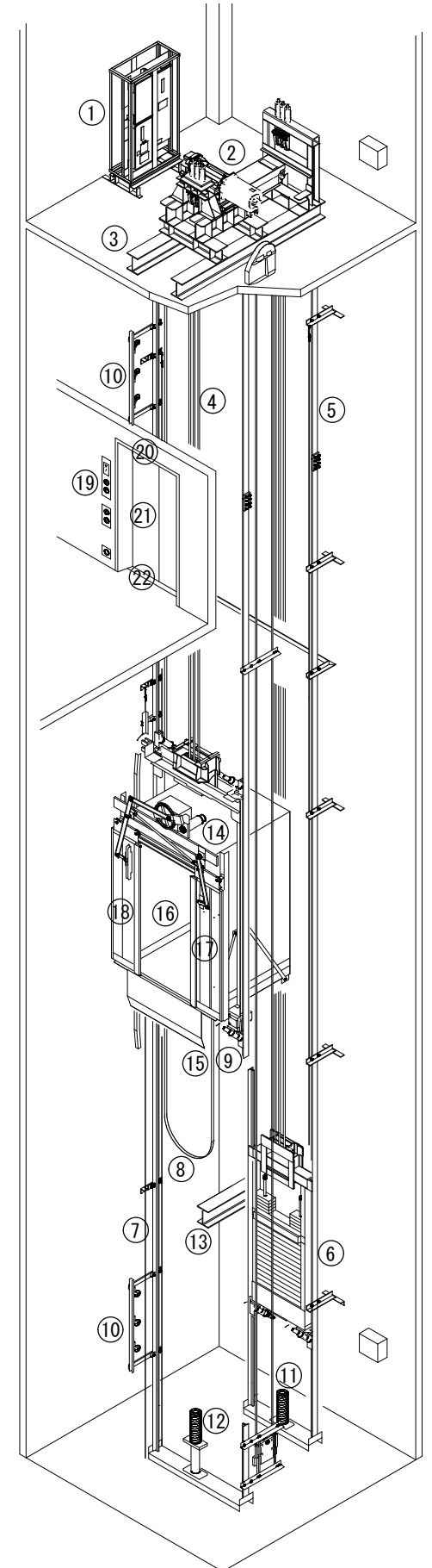
制御リニューアルエレベーター仕様事項		
号機名(台数)	NO. 3号機(1台)	
用途(形式)	乗用(RT9-2S45)トランク付(車いす仕様)	
積載量(定員)	600kg(9人)	
速度	4.5m/min	
制御方式	交流インバータ制御方式	
操作方式	乗合全自動方式	
停止ヶ所	(1~4F) 4ヶ所 1方向	
かご内法	1050mmX1520mmX2300mm	
出入口寸法	幅800mmX高さ2000mm	
ドア方式	2枚戸片開き(電動式)	
電動機容量	AC-2.8kW	
電源	動力	三相3線 200V 60Hz
	照明	単相 100V 60Hz
管制運転	地震時	有(P波+S波感知器(3段検知)リスタート機能付)
	火災時	有(全自動形)
	自家発時	無
	浸水時	有(全自動形(ピット浸水時))
停電時自動着床装置	有(トランダー)	
耐震クラス	A14(新安全基準対応(戸開走行保護装置付))	
かご内連絡装置	6V同時通話式インターホン 単局用親機2台	
特記事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・制御リニューアル(スタンダードプラン) ・新安全基準対応(戸開走行保護装置付) ・車いす兼用仕様 ・かご天井交換(スタンダード天井照明:STD-11) ・かご内意匠交換(側板, 幕板, ドア, 出入口柱, リターンパネル, 幅木, 床タイル) ・ドア安全装置(機械式セフティ(片側), 2D多光軸(マルチビーム)) ・かご内鏡付(ステンレス製鏡面3分割) ・かご内手すり付(ステンレス製エバーカ手摺(Φ38, アライン仕上), 2方向) ・かご内荷摺付(分割形ビス止め, 高さ300mm) ・かご内側板保護マット付(分割形, 高さ1800mm) ・かご内床マット付(標準色ゴムマット) ・非常呼ボタンガード付(ポリカーボネート製, スイング式) ・点字銘板付(ステンレス製貼付) ・特定客先仕様(国土交通省) ・高調波対策付 ・防音・防振対策(ソラセ組込形) 		
(その他)		
<ul style="list-style-type: none"> ・機械室床面防塵塗装 ・機械室天井照明交換(非常照明付き) 		

(1~4F)

三方枠	(F形枠) 鋼板製塗装仕上・5分ツヤ	(既設品使用・現地化粧シート貼り)
ドア	鋼板製塗装仕上・5分ツヤ	(既設品使用・現地化粧シート貼り)
防犯窓	透明網入ガラス(t6.8)[段付]	(既設品使用)
敷居	硬質アルミ製	(既設品使用)



機器交換概略図

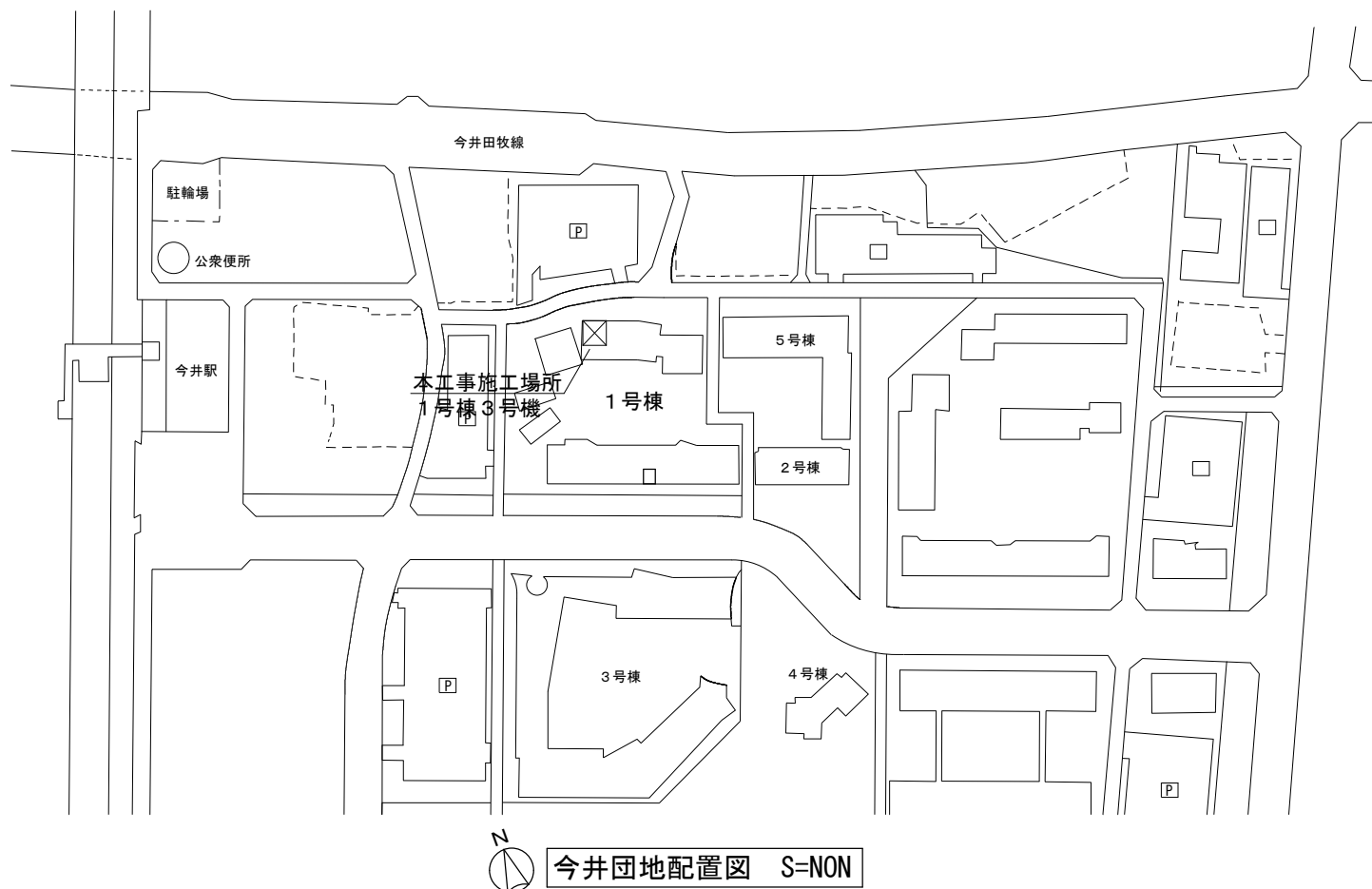


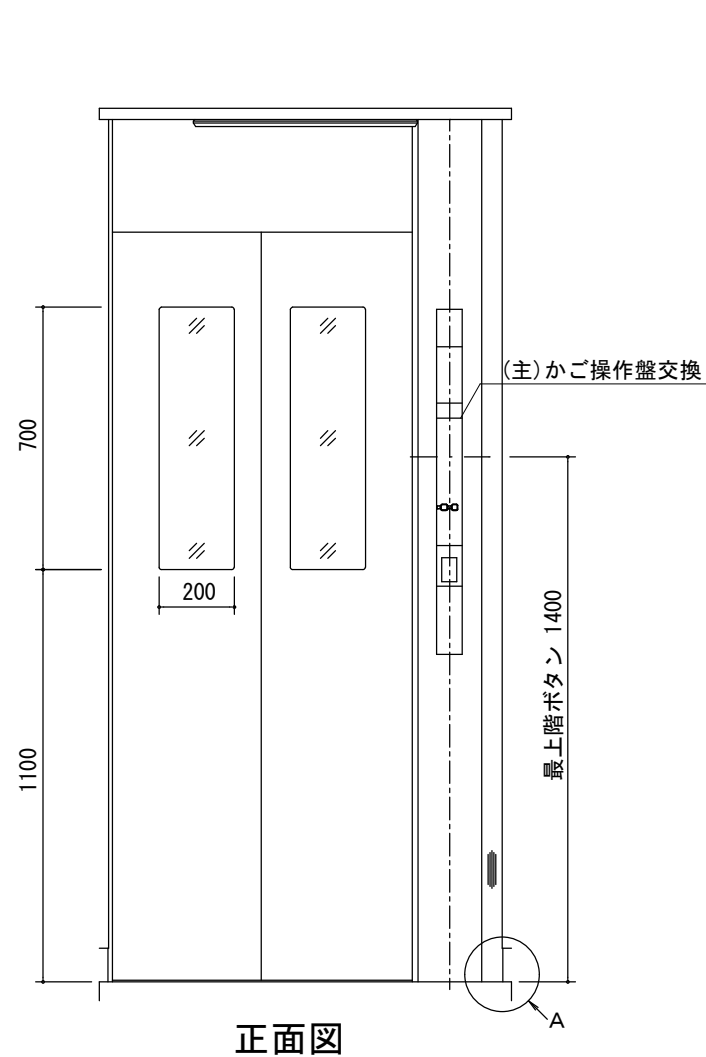
	ブラケットスパン	許容支持スパン	既設レールブラケット	備考
かご (右側・単独側)	2500	2630	6カ所	-
かご (左側・共用側)	2500	2630	6カ所	-
おもり (共用側)	2500	2830	6カ所	-
おもり (単独側)	2500	2830	6カ所	-

(NO. 3号機)
昇降路縦断面図 (1/40) [1/80]

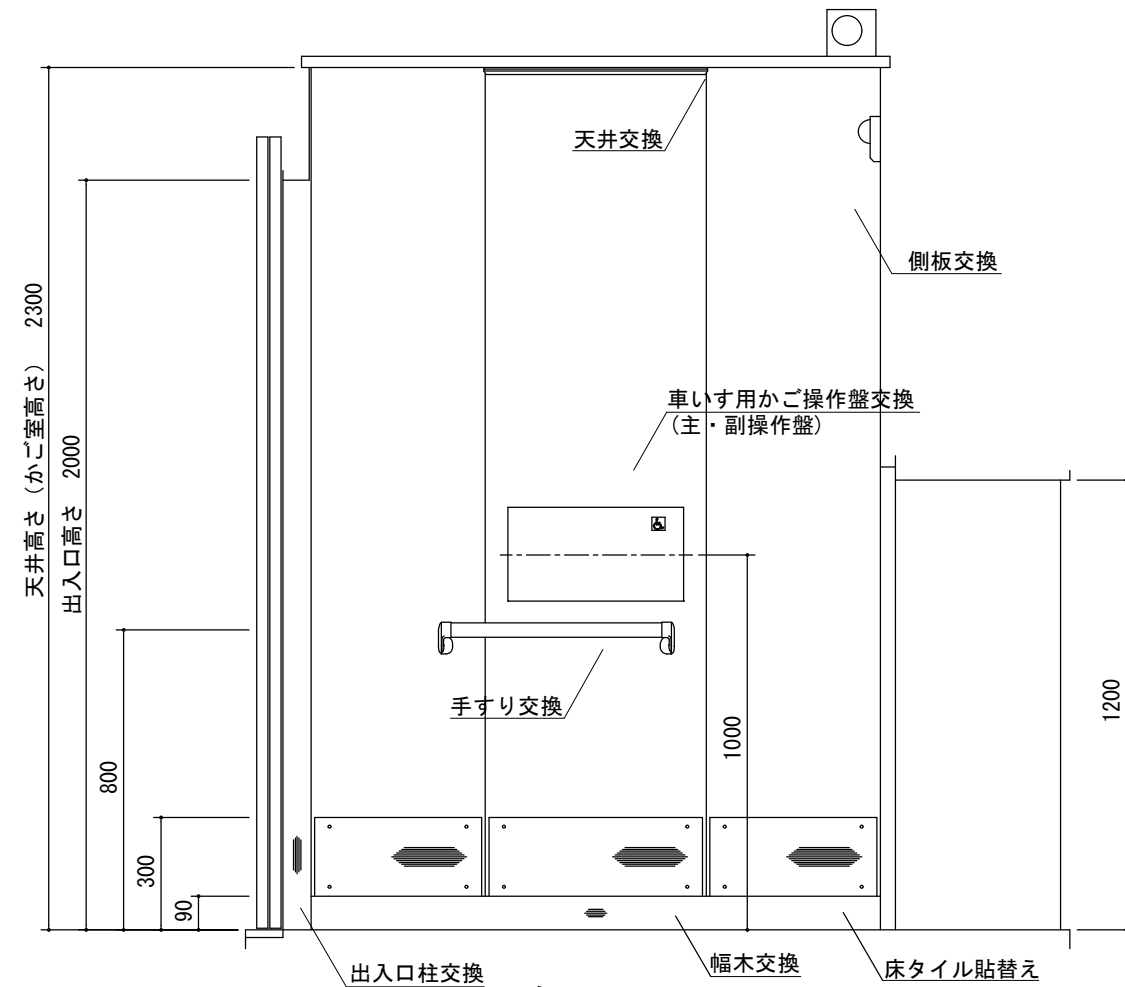
交換機器リスト

	部位名	撤去更新	既設使用
機械室	1 制御盤	○	
	2 巻上機	○	
	3 マシンビーム (巻上機架台)		○
	4 主索 (メインロープ)	○	
	5 ガイドレール (つり合いおもり側)		○
	6 つり合いおもり	○	
	7 ガイドレール (カゴ側)		○
	8 トラベリングケーブル	○	
	9 かご枠		○
	10 リミットスイッチ	○	
	11 緩衝機 (つり合いおもり側)		○
	12 緩衝機 (カゴ側)		○
	13 中間ビーム		○
	14 ドアオペレーター	○	
	15 着床スイッチ	○	
カゴ室	かご室 (交換品目下記参照)		
	① 幕板	○	
	② 天井 (LED照明共)	○	
	③ 側板	○	
	④ 出入口柱	○	
	⑤ かご室敷居		○
	⑥ 床タイル (貼替え)	○	
	⑦ 保護幕・床マット	○	
⑧ 防犯カメラ	○		
17 かご扉	○		
18 かご室操作盤	○		
19 乗場ボタン	○		
乗場	20 三方枠 (現地化粧シート貼)		○
	21 乗場扉 (現地化粧シート貼)		○
	22 乗場敷居		○

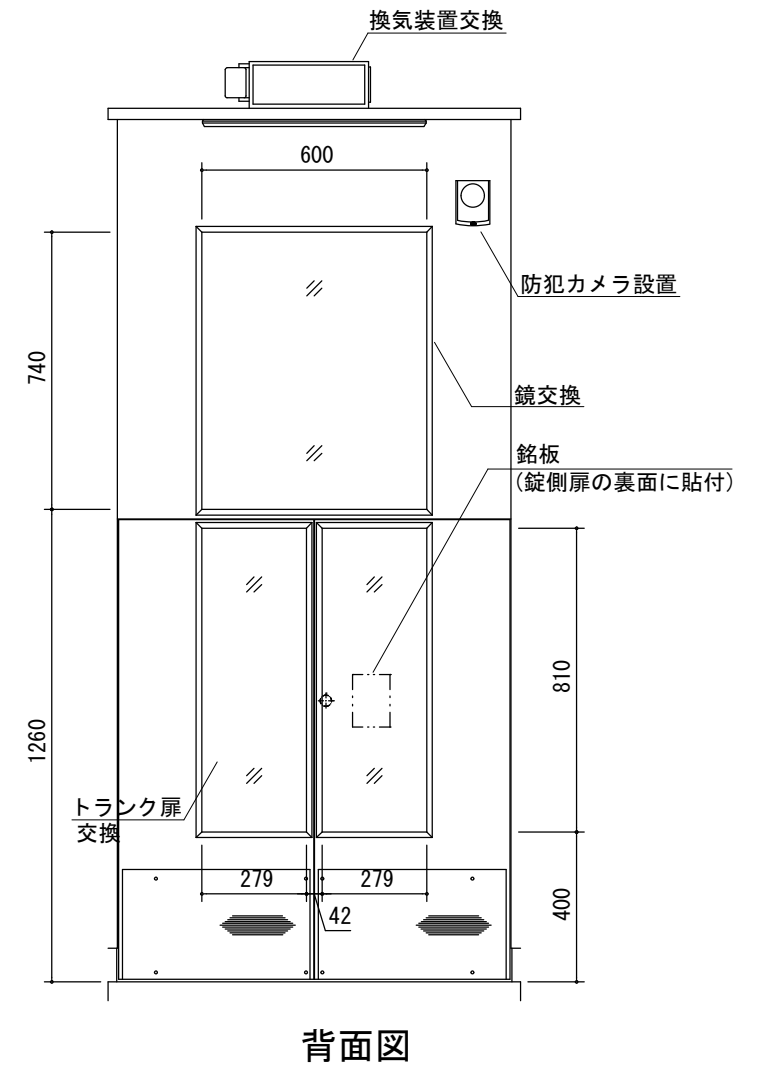




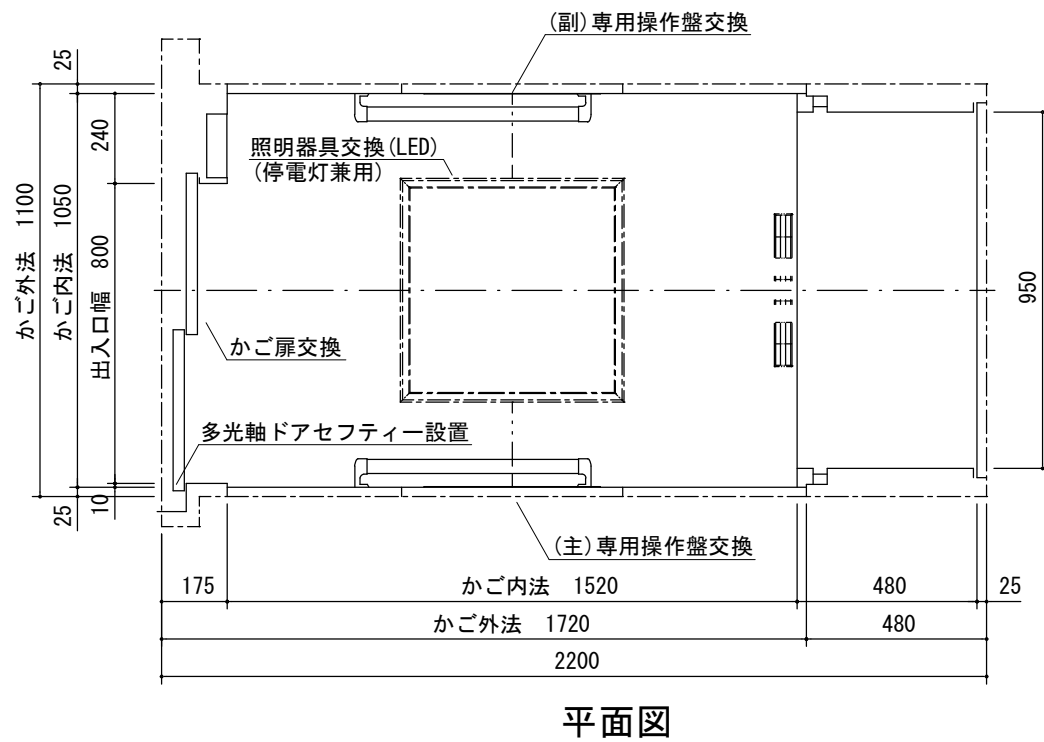
正面図



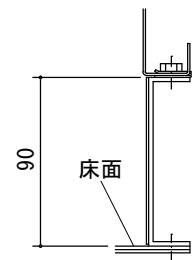
側面図



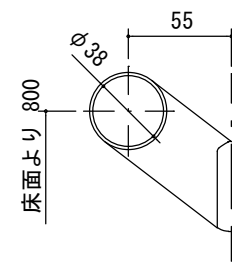
背面図



平面図



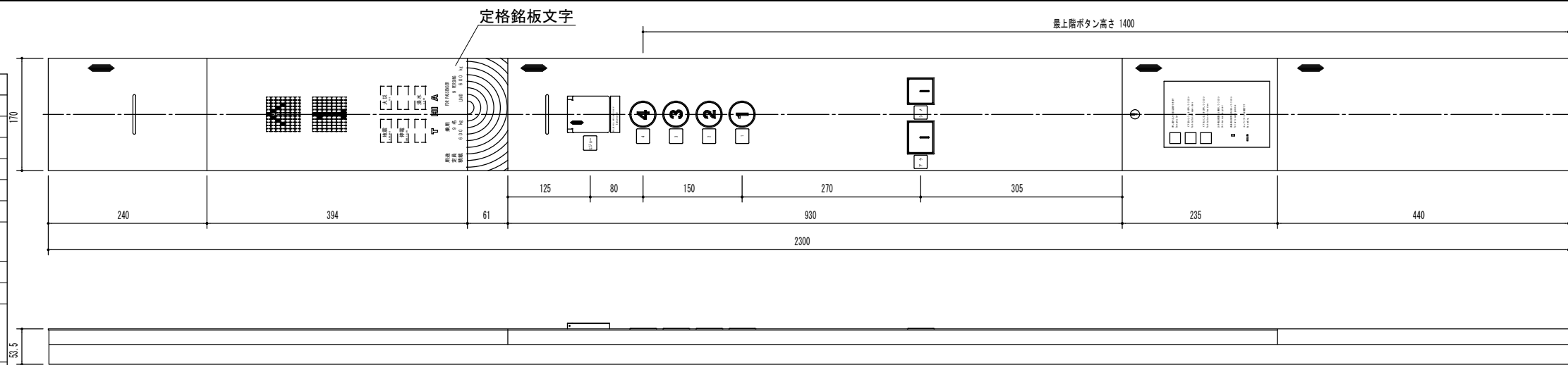
A部詳細
(1/2) [1/4]



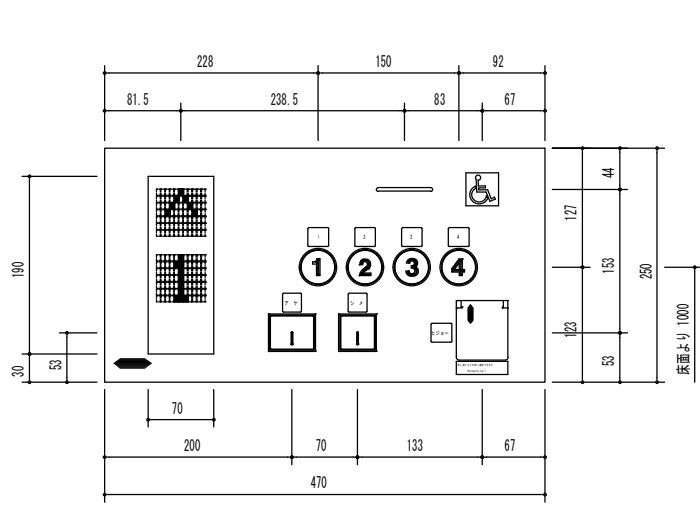
手摺詳細
(1/2) [1/4]

天井	[照明部] 導光板LED昼光色照明 [天井面] 化粧鋼板	(新規更新)
照明	LED	(新規更新)
停電灯	LED (兼用)	(新規更新)
出入口柱	ステンレス製ヘアライン仕上	(新規更新)
リターン板	ステンレス製ヘアライン仕上	(新規更新)
かご扉	化粧鋼板	(新規更新)
防犯窓	網入ガラス (t6.8) (JIS R3204) とフロートガラス (t3.0) (JIS R3202) を合わせたもの・[ドア面と面-]	(新規更新)
側板	化粧鋼板	(新規更新)
幕板	化粧鋼板	(新規更新)
幅木	ステンレス製ヘアライン	(新規更新)
床	非塩系タイル (t2)	(新規更新)
敷居	硬質アルミ製	(既設品使用)
換気方式	横流ファン	(新規更新)
鏡	ステンレス製鏡面仕上	(新規更新)
手摺	ステンレス製 端部: 亜鉛ダイカストニッケルメッキサンドブラスト仕上	(新規更新)
荷摺	ステンレス製ヘアライン仕上 (t1.5) (分割形ビス止め) (高さ300mm)	(新規更新)
トランク扉	化粧鋼板 [観音開き (鍵付)]	(新規更新)
かご内防犯用カメラ	記録装置内蔵カメラ、映像確認装置付	(新規更新)
備考	多光軸ドアセフティー付 (新設) 磁石式側板保護マット付 (分割形、高さ1800mm) (新設) 床マット付 (標準色ゴムマット) (新設)	

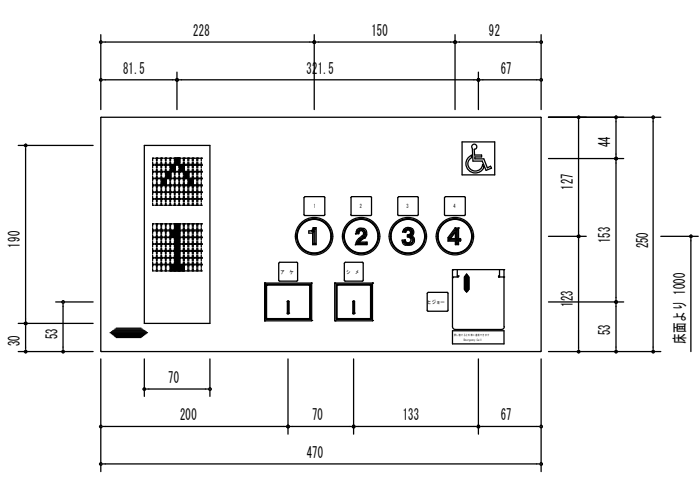
(主) かが操作盤	
表示部	樹脂製 (スモーク)
方向灯	点灯時[アンパ-色], [LED, ドット式]
位置灯	点灯時[アンパ-色], [LEDデジタル, ドット式]
表示灯	点灯時 (赤色), [LED]
定格文字	文字 (白色)
連絡装置	インターホン (同時通話式)
非常呼ボタン	抗菌仕様 樹脂製 (赤色), 絵文字 (乳白色), 文字 (白色), 枠 (白色)
非常呼ボタンガード	ステンレス製ヘアライン仕上 (縦方向ヘアライン), 絵文字 (赤色)
非常呼ボタン銘板	銘板貼付, 地色 (銀色), 文字 (黒色)
行先階ボタン	抗菌仕様 樹脂製 (黒色), 文字 (乳白色), 枠 (白色) 応答時[アンパ-色, 文字点灯], [LED]
戸開ボタン	抗菌仕様 樹脂製 (緑色), 絵文字 (乳白色) 文字 (白色), 枠 (白色) 応答時[アンパ-色, 文字点灯], [LED]
戸閉ボタン	抗菌仕様 樹脂製 (黒色), 絵文字 (乳白色) 文字 (白色), 枠 (白色) 応答時[アンパ-色, 文字点灯], [LED]
点字銘板	ステンレス製
上部プレート	ステンレス製ヘアライン仕上 (長手方向ヘアライン)
ハーフミラープレート	広角ミラー 樹脂鏡面仕上
操作プレート	ステンレス製ヘアライン仕上 (長手方向ヘアライン)
スイッチバックプレート	ステンレス製ヘアライン仕上 (長手方向ヘアライン)
説明文	銘板貼付, 地色 (銀色), 文字 (黒色)
下部プレート	ステンレス製ヘアライン仕上 (長手方向ヘアライン)
(主・副) 専用操作盤	
表示部	樹脂製 (スモーク)
方向灯	点灯時[アンパ-色 (山吹色)], [LED, ドット式]
位置灯	点灯時[アンパ-色 (山吹色)], [LEDデジタル, ドット式]
連絡装置	インターホン (同時通話式)
非常呼ボタン	抗菌仕様 樹脂製 (赤色), 絵文字 (乳白色), 文字 (白色), 枠 (白色)
非常呼ボタンガード	ステンレス製ヘアライン仕上 (縦方向ヘアライン), 絵文字 (赤色)
非常呼ボタン銘板	SUS調アルマイト印刷 (貼付銘板) 文字 (黒色)
戸開ボタン	抗菌仕様 樹脂製 (緑色), 絵文字 (乳白色), 文字 (白色), 枠 (白色) 応答時[アンパ-色, 絵文字点灯], [LED]
戸閉ボタン	抗菌仕様 樹脂製 (黒色), 絵文字 (乳白色), 文字 (白色), 枠 (白色) 応答時[アンパ-色, 絵文字点灯], [LED]
行先階ボタン	抗菌仕様 樹脂製 (黒色), 絵文字 (乳白色), 文字 (白色) 応答時[アンパ-色 (山吹色), 絵文字点灯], [LED]
点字銘板	ステンレス製
シンボルマーク	銘板貼付 地色 (青色), 絵文字 (銀色)
フェイスプレート	ステンレス製ヘアライン仕上 (長手方向ヘアライン)
乗場インジケータボタン	
アッププレート	ステンレス製ヘアライン仕上 (長手方向ヘアライン)
プレート	ステンレス製ヘアライン仕上 (長手方向ヘアライン)
上下プレート	樹脂製 (黒色)
表示部	樹脂製 (スモーク)
方向灯	点灯時[アンパ-色], [LED, ドット式]
位置灯	点灯時[アンパ-色], [LEDデジタル, ドット式]
呼ボタン	抗菌仕様 樹脂製 (黒色), 矢印 (乳白色), 枠 (白色) 応答時[アンパ-色, 矢印点灯], [LED]
シンボルマーク	銘板貼付 地色 (青色), 絵文字 (銀色)
パ-キングスイッチ	キ-スイッチ
点字銘板	ステンレス製



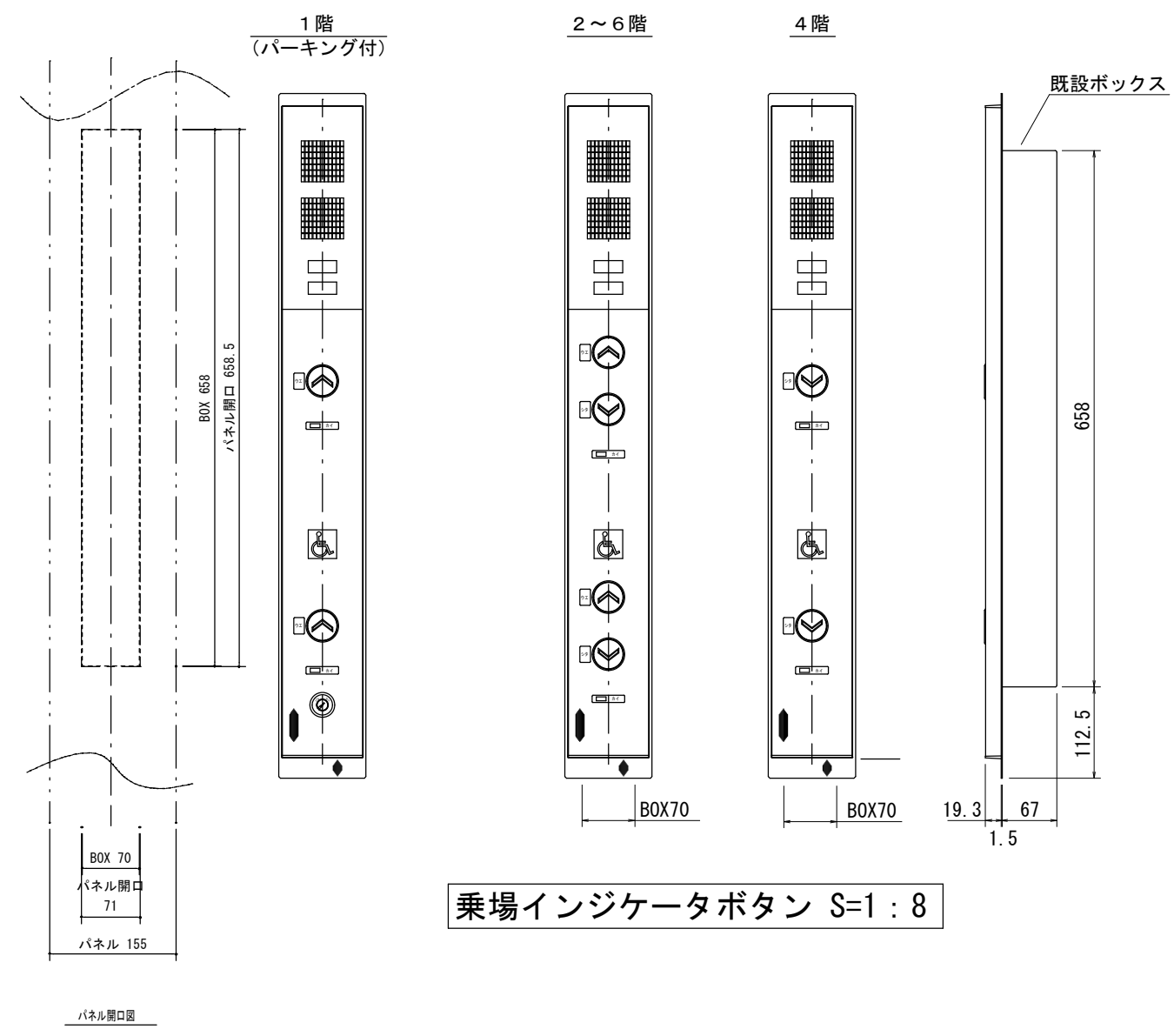
(主) かが操作盤 S=1 : 8



(主) 専用操作盤 S=1 : 8



(副) 専用操作盤 S=1 : 8



乗場インジケータボタン S=1 : 8